

平成28年 第3回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年 2月12日（金）午後0時30分

場 所：教育委員会室

平成28年2月12日

東京都教育委員会第3回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第7号議案

「都立高校改革推進計画・新実施計画」の策定について

第8号議案

請願に対する回答について（都立立川高校定時制の存続を求める請願外8件）

第9号議案

「東京都発達障害教育推進計画」の策定について

第10号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第11号議案

平成27年度東京都指定文化財の指定について

第12号議案及び第13号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

- (1) 学校設定教科「人間と社会」の設置及び使用教科書について
- (2) 「不登校・中途退学対策検討委員会報告書」について
- (3) 「東京都教育ビジョン（第3次）一部改定（案）」の骨子について
- (4) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 寛 (欠席)

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	松 山 英 幸
教育監	金 子 一 彦
総務部長	堤 雅 史
都立学校教育部長	早 川 剛 生
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	伊 東 哲
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書記）総務部教育政策課長	岡 部 渉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第3回定例会を開会します。

本日は、大杉委員から、所用により欠席との届出を頂いております。

本日は、報道関係はNHK外11社、個人は合計20名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHK外3社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、宮崎委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回1月14日開催の第1回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第1回定例会の議事録について

は、御承認いただきました。

前回1月28日開催の第2回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第12号議案及び第13号議案並びに報告事項(4)については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第7号議案 「都立高校改革推進計画・新実施計画」の策定について

第8号議案 請願に対する回答について（都立立川高校定時制の存続を求める請願外8件）

【教育長】 第7号議案、「都立高校改革推進計画・新実施計画」の策定についてと、第8号議案、請願に対する回答について（都立立川高校定時制の存続を求める請願外8件）は、関連する内容ですので、まとめて説明を教育改革推進担当部長、お願いいたします。

【教育改革推進担当部長】 それでは、第7号議案資料を御覧ください。

昨年11月26日開催の教育委員会で、計画案の骨子を御報告いたしました。公表後、都民から広く御意見を募集し、1月28日開催の教育委員会で、お寄せいただいた御意見等を御報告させていただきました。本日は、お寄せいただいた御意見も参考にしながら策定した計画案と、御意見に対する都教育委員会の考え方について御説明します。

1ページを御覧ください。都立高校改革推進計画は、都立高校が抱える課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な長期計画です。我が国の高等学校教育や都政の動向を踏まえ、現在の長期計画を一部改定するとともに、その実現に向けた具体的な実施計画についても、新たな取組を数多く盛り込んだ「新実施計画」として策定することとしました。

右側の概要を御覧ください。計画の目的は、都立高校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に、具体的には、「これからの時代を担う『知』『徳』『体』の調和がとれた人間」、「グローバル化する東京、日本を支える人間」、「自他を共に尊重し社会の中で自立して生きていく人間」に育成することを目的としています。

この目的を具現化する三つの目標を、目標Ⅰは教育内容、目標Ⅱは学校設置・課程改善等、目標Ⅲは教育諸条件の三つの観点から設定し、目標の達成に向けて全ての生徒に個に応じた適切な学びを提供し、本人の希望・適性に応じた進学・就職につながる学校づくりの徹底を基本的な考え方としています。また、「新実施計画」の計画期間は平成28年度から30年度までの3か年としています。

お手元の冊子、「都立高校改革推進計画・新実施計画（案）」の8ページ、9ページを御覧ください。ここに全体像、計画の施策と取組を掲載しています。先ほどの三つの観点のうち、Ⅰの教育内容では、五つの具体的な目標を設定して、52の取組を示しています。また、Ⅱの学校設置・課程改善等では四つの具体的な目標と17の取組、Ⅲの教育諸条件では六つの具体的な目標と32の取組となっており、14ページ以降に具体的内容を示しています。本日は、これらの取組について、A3判の議案資料2ページ以降に主な内容を記載しています。また、参考資料として、前回御報告した、都民からお寄せいただいた御意見に関する資料もありますので、併せて御覧いただきながら、説明させていただきます。

第7号議案資料2ページを御覧ください。目標Ⅰの教育内容の中の「社会的自立に必要な「知」「徳」「体」の育成」の「知」の部分の主な取組を示しています。

参考資料も併せて御覧ください。1ページは前回もお示しした全体の概要です。252件の御意見があり、その主な内容を示しています。参考資料の2ページ以降に更に具体的な御意見を掲載していますので、2ページを御覧ください。左側に御意見の要旨、右側に都教育委員会の考え方を示しています。

1番目の、学校という場の性格上、学習での「つまずき」が学校生活に及ぼす影響はとても大きいものがあるので、学び直しの支援を是非充実させてもらいたい等の都民の御意見を参考にして、議案資料2ページの左上にありますように、個の状況に応じた学力向上の支援として、義務教育段階の基礎学力の定着が十分でない生徒に対し

て、放課後や休業日等に外部人材を活用して学習支援を行う校内寺子屋を設置していきたいと考えています。

また、議案資料 2 ページの左下ですが、次期学習指導要領等に対応した、アクティブ・ラーニングの手法を活用する取組を行いたいと考えています。さらに、ICTパイロット校を指定したいと考えており、具体的には、光丘高校と三鷹中等教育学校で実施していく予定です。

参考資料 2 ページ、上から 4 番目を御覧ください。学力の低い生徒にはICTタブレットが大変有効に働くことに加えて、ものづくりをする上でも有効だと思うので、工業科も含めて配置をお願いしたいという御意見も参考にして、今回の計画では、平成 29 年度までに全ての都立高校に 1 教室分 40 台のタブレット PC を計画的に導入していくことを本文中に記載しています。

続いて、議案資料 2 ページの中段ですが、科学技術立国日本を支える人材の素地を育成する「理数アカデミー」の取組を富士高校・附属中学校で行います。

また、医学部等を進学希望する生徒による「チーム」の結成を戸山高校において実施したいと考えています。

議案資料 3 ページを御覧ください。左側に「徳」と「体」の部分の主な取組を示しています。「徳」については、参考資料 2 ページ、上から 5 番目を御覧ください。より良い生き方や正しい価値観を身に付けることは重要であるが、失敗したり、間違ったりしたときにどう行動すべきかを知っておくことも実社会では大切という御意見をいただいております。これについては、新教科「人間と社会」の中で、失敗したとき等の行動や相談方法を身に付ける機会も設けていきます。

議案資料 3 ページにお戻りください。「体」については、運動部活動で全国大会等への出場を目標としている都立高校を、スポーツ特別強化校に指定して競技力の向上を図る取組を行っていきます。また、部活動指導の民間委託モデル事業を行っていきます。参考資料 2 ページの一番下を御覧ください。部活動指導の民間委託モデル事業については、骨子には掲載していなかった内容で、民間スポーツクラブ等と包括提携した部活動の指導についての御意見を反映して、新たな取組として記載したものです。

続いて、右側の「グローバル人材の育成」では、英語教育推進校の指定、姉妹校交

流の拡大、海外留学生受入れの促進、JET青年等の活用により文化交流の促進を図る取組を実施していきます。

また、参考資料3ページに、グローバル人材の育成に関する御意見を記載しています。今回の計画では、多言語学習の充実やESDの推進等の取組を実施していくことについても本文に示しています。

議案資料4ページを御覧ください。左上の「オリンピック・パラリンピック教育の推進」です。ここでは、主な取組として、東京ユースボランティア、スマイルプロジェクトの推進を挙げています。また、左下の「都立高校における特別支援教育の推進」では、主な取組として、発達障害教育環境を整備したいと考えています。

続いて、右側の「社会的・職業的自立意識の醸成」では、主権者意識の醸成や防災教育の充実の取組を実施していきます。

議案資料5ページを御覧ください。学校設置、課程改善等の主な取組を示しています。まず、左側の「国際色豊かな学校の拡充」では、新国際高校（仮称）の設置を検討していきます。また、中高一貫教育校の白鷗高校・附属中学校において、国際色豊かな学習環境の実現を図っていきます。さらに、小中高一貫教育校の設置に取り組んでいきます。小中高一貫教育校の設置については、一般財団法人東京私立中学高等学校協会から御意見を頂いており、都教育委員会の考え方を参考資料9ページに示していますので御覧ください。御意見に対する都教育委員会の考え方ですが、これまで公私協調の精神の上に立ち、東京の公教育の充実に向けて、私立学校と都立学校とが連携・協力の下に切磋琢磨してきました。これと同様に、東京の公立学校の間でも切磋琢磨し、教育内容の一層の充実に努めていくことは好ましいことであると考えています。また、都立小中高一貫教育校の教育の仕組みや取組を教育モデルとして発信することで、都内区市町村における施策の推進を支援して、東京都の教育全体の充実を図っていきます。なお、本校はいわゆるエリート教育を目的としたものではありません。入学者決定についても、受験競争の過熱化等を招かないよう配慮していきたいと考えています。

最後に、本校の具体的在り方については、今後更に外部有識者等で構成する検討委員会、多面的視点から検討していきたいと考えています。議案資料5ページを御覧

ください。本文中においても、本校の具体的在り方について多面的に検討していくことを記載しています。

続いて、左側下段の「専門高校等の改善」では、工業高校において、デュアルシステム科の拡充や、エンカレッジスクールの追加指定を行い、東京のものづくり産業を担う人材を育成していきます。また、商業高校を改編して家庭・福祉高校を設置し、これからの少子高齢社会を支える人材の素地を育成する取組などを行っていきます。

次に、右側を御覧ください。都民から多くの御意見が寄せられた定時制課程・通信制課程の改善についてです。参考資料5ページを御覧ください。6ページにかけて御意見を掲載していますので、内容について御説明します。夜間定時制課程の閉課程に対する反対意見ですが、1点目として、夜間定時制には多様な生徒が在籍しており、セーフティーネットとしての重要な役割を担っていることが、また、2点目として、チャレンジスクールや昼夜間定時制は倍率が高く、都立高校しか通えない子供たちの十分な受皿になり得ないことが挙げられています。さらに、3点目として、夜間定時制高校は、外国につながる生徒の重要な教育の場となっていることが、4点目として、多摩地区の夜間定時制は次々に閉課程となり、全日制で入学できなかった子供の選択肢は非常に狭くなっていることが挙げられています。

これらの御意見に対する都教育委員会の考え方ですが、夜間定時制高校については、当初から希望する生徒の入学者選抜応募倍率が平成23年度には0.63倍、平成27年度には0.42倍と更に低下している状況があります。また、全日制高校等への進学希望がかなえられなかった生徒のセーフティーネットの機能を果たしていますが、募集人員に対する在籍生徒の割合は、平成23年度以降、年々低下していき、平成27年度には定員の68.6パーセントにとどまっている状況です。夜間定時制高校は、昼間に学校に通うことができない勤労青年の学舎として、昭和40年度には、夜間定時制高校に進学した生徒のうち、勤労青少年については88.3パーセントでしたが、平成13年度の夜間定時制高校に在籍する全生徒のうちでは7パーセント、27年度においては、さらに3.3パーセントまで減少している状況です。

一方、夜間定時制高校には学習習慣や生活習慣等に課題がある生徒や、小学校・中学校時代に不登校を経験した生徒、外国人の生徒等、多様な生徒が在籍するようにな

っているところです。こうした生徒の中には、昼夜間定時制高校やチャレンジスクールを希望したものの、合格できずに夜間定時制高校に入学した生徒も多くいる状況です。都教育委員会としては、生徒や保護者のニーズに対応すべく、昼夜間定時制高校やチャレンジスクールを設置してきましたが、応募倍率が高く、入学希望に十分に答えられていない状況があります。そこで、今回の計画では、これらのニーズに更に応えるため、昼夜間定時制高校とチャレンジスクールの夜間部の規模の拡大をするとともに、新しいチャレンジスクールを多摩地区の立川と23区内に設置することとしています。これらの進捗や夜間定時制高校の応募倍率の推移等の状況を考慮しながら、一部の夜間定時制高校を閉課程していきます。

また、全ての定時制高校において、スクールカウンセラーの配置の拡大や勤務日数の拡充等、教育相談体制の強化を行い、定時制課程における教育の充実を図ってまいります。また、個々の小山台高校、雪谷高校、江北高校、立川高校の夜間定時制課程の閉課程に当たっては、周辺の夜間定時制高校において、夜間定時制高校を希望する生徒を受け入れていきます。

また、3番目の御意見ですが、在京外国人生徒の対応については、6ページに都教育委員会の考え方を掲載しています。「③について」というところですが、在京外国人生徒については、全ての都立高校で心身共に安定した学校生活を送ることができるように配慮するとともに、在京外国人生徒対象の募集枠の検討や日本語指導の充実など、様々な取組を行ってまいります。

また、参考資料6ページの1番目の家庭の事情等により、経済的に困難な状況にある生徒については、定時制課程の高校に在籍し、職を有する生徒が利用できる教育費に対する支援を、さらに、2番目の生徒の交通費等については、交通費に使用可能な給付等の支援を継続していきます。

議案資料5ページを御覧ください。右上の「定時制課程・通信制課程の改善」ですが、今回の計画では、不登校経験のある生徒等を主に受け入れている、人気の高いチャレンジスクールを新設、特に、これまで設置されていなかった多摩地域に新設するとともに、夜間部の規模を拡大します。また、同様に人気の高い昼夜間定時制高校の夜間部の規模を拡大して、その進捗や夜間定時制課程の応募倍率の推移などの状況を

考慮しながら、一部の夜間定時制課程を閉課程していきます。

右下の「島しょ高校の改善」では、島外生徒の受入体制を整備する取組を行ってまいります。

議案資料6ページを御覧ください。今、御説明した新配置計画と学科の改編・学校の指定の年度別計画等を一表にしています。28年度、29年度、30年度で具体的にどのようなことを行っていくか記載しています。

議案資料7ページを御覧ください。教育諸条件についての主な取組を示しています。まず、「組織的な学校経営の強化」として、迅速かつ適切に生徒の問題に対応できるように、学校サポートチームの効果的な活用に取り組みます。

また、「就学機会の適正な確保」として、公立中学校卒業予定者数の増加に伴い、学校の新設も含めた対策を検討してまいります。さらに、在京外国人生徒の動向などを踏まえて、在京外国人生徒対象の募集枠について検討を行ってまいります。

参考資料7ページを御覧ください。左側の一番下、就学機会の適正な確保の中に在京外国人生徒の受入れに関する御意見を掲載していますが、平成28年度入学者選抜では、在京外国人生徒対象の募集枠を竹台高校と南葛飾高校に新たに設け、定員を増やしたところであり、今後も適正な募集枠を設定していきます。

議案資料7ページの右側、「社会の変化に対応した入学者選抜の改善」では、現在の制度を検証して、転学・編入学制度の活用と推進の取組を行ってまいります。

また、「課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実」では、スクールカウンセラーを夜間定時制課程、昼夜間定時制高校、チャレンジスクール等、定時制課程と通信制課程に別途配置する取組や、スクールソーシャルワーカー等による自立支援チームを学校に派遣して、中途退学の未然防止、中途退学者や進路未決定卒業者への切れ目のない支援などを行ってまいります。

参考資料8ページを御覧ください。左側の「6 課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実」で様々な御意見を頂いていますが、今回の計画では、不登校や中途退学対策として、校内で対策の中心的役割を担う教員の指名等、生徒の支援体制の構築を図ってまいります。

第7号議案については以上です。

続いて、第8号議案資料を御覧ください。都教育委員会に提出された請願に対する回答について、説明します。

第8号議案資料には、請願が出された9件について、受付日、件名、請願者、請願の趣旨等をまとめています。1月28日開催の教育委員会で示した資料が基本となっていますが、1月28日以降に6番と7番の請願署名が追加提出されました。6番の署名数が1月28日は4,862筆でしたが、1万2,786筆に、7番の署名数が1月28日は1,109筆でしたが、8,377筆になったということで、本日、机上にお持ちしているところです。

また、8番目と9番目は、1月28日以降に請願2件が追加で提出されたものです。

内容については、「都立立川高校定時制の存続を求める請願」として、1番目の立川高校定時制の廃校に反対する会、3番目の子ども・青年の未来を一八王子子育て・教育問題連絡会、4番目の子ども・青年の未来を一三多摩子育て・教育問題連絡会から3件提出されています。

また、「都立立川高校定時制の存続を求める請願署名」として、6番目の立川高校定時制の廃校に反対する会から1件提出されています。

続いて、「都立小山台高校、雪谷高校、江北高校、立川高校4校の夜間定時制の存続を求める請願」として、2番目の生かそう1947教育基本法子どもと教育を守る東京連絡会と、5番目の都立高校のいまを考える全都連絡会から2件提出されています。

また、6番目ですが、同様の請願署名として、都立高校のいまを考える全都連絡会から1件提出されています。

続いて、「小山台高校定時制の廃校に反対する請願」として、8番目の小山台高校定時制の廃校に反対する会から1件提出されています。

最後に、「都立江北高校定時制の存続を求める請願」として、9番目の都立江北高校定時制の存続を求める会から1件提出されています。

これらの請願については、先ほど御説明した第7号議案の参考資料5ページに記載してあります、都教育委員会の考え方に基づいて作成した添付の内容により、各請願者に回答させていただきたいと考えています。

第8号議案についての説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 第7号、第8号議案について、御意見、御質問はございますか。

【遠藤委員】 第7号議案の全体の改革の方向ですけれども、現在の都立高校生の立ち位置を考えた場合、5年後、10年後の日本及び世界の情勢がどうなるのでしょうか。とりわけ、現在の都立高校生が10年後は日本の社会の中核を支えるということを考えると、これから日本の社会がどういう状況になるのでしょうか。私、日頃、ボランティアで高校生や中学生に出前授業的なことを行っているのですけれども、その中で子供たちには、今、日本が抱える問題点ということで、四つの「化」への対応ということをお話しています。それは、この中にも多く盛り込まれていますが、国際化の進展、ICT化、特にICT化の場合にIT化ですけれども、中にCを入れて、コミュニケーションツールという意味合いを強調しています。それから、少子高齢化です。さらには、温暖化です。国際化、ICT化、少子高齢化、温暖化、この四つの「化」への対応が、好むと好まざるとにかかわらず、今の子供たちの5年後、10年後、将来に重くのしかかってくるということです。

とりわけ、国際化の進展については、単にグローバル化ということだけでは捉えられません。産業界から見ていると、国際的水平分業の進展という観点でグローバル化を捉えなければいけません。そういう目で5年後、10年後の日本、あるいは世界を支える人材という観点で都立高校生を見た場合、今回提示された改革推進計画、一つ一つの項目についてはこのとおりだと思っています。こうしたことを地道にしっかりと取り組んでいくことが大切だと思いますので、改革の方向性については、私も全面的に支持したいと思っています。

しかし、その中で一つ気になるのは、計画の7ページ目ですが、こういう取組を行っているのは非常に結構なことだと思います。社会の変化に対応した入学者選抜の改善ということですが、私、サラリーマンとして都合4回、通算9年にわたって単身赴任を繰り返してきました。その原因は何かというと、全て子供の教育の問題であり、日本社会において、フラットな流動性というものが特に公立学校の場合にはありません。したがって、社会の変化に応じた、都立高校の場合には、補欠等の形で弾力的に受けられます。しかし、この問題は東京だけで解決できる問題ではなく、広く横並びで他の道府県等にも呼び掛けていただいて、これは東京都の問題というよりは、国全

体の問題だと思います。とりわけ、地方創生絡みで国全体のフラット化ということを展開していく場合には、教育の問題についての水平化が非常に求められます。これは、私一個人として悩み苦しんできたことなので、こういうことを更に拡大していただくと、いわゆる単身赴任の問題、あるいは家庭の問題に対する一つの改善策の道になると思っていますので、これについては今後も拡充をしていっていただければと思います。全体計画については、そのように思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 今の遠藤委員のお話のように、世の中が激しく変わってしまっていて、子供たちが置かれている環境も大きく変わっている中で、当然、教育の形も時代に合わせて様々な見直しをしていかなければならないだろうと私も思っています。教育というのは、原点に戻りますと、そもそも「エデュケーション」の原義が古代ギリシャ語の「エデュカーレ」であるというのを引くまでもなく、「引っ張り出す」という意味ですが、一人一人の子供の能力をいかに引き出して、その子の特性を伸ばしていくかというのが教育だと思います。そのためには、多様な要望に応えられるような、多様な学校の在り方ということも大変重要ではないかと思っています。定時制を含め、課程の在り方も子供たちの選択肢を最大限広げる工夫が必要で、その意味で現段階はプロセスと位置付け、これで固定だというわけではなくて、やはり時代に合わせてこれからも様々な改善をしていくという姿勢が大切ではないかと思っています。

その上で、大きなところでいくと、こういう理念を進めていくということを設定しているわけですが、実際には、教育現場では、具体的な教育プログラムを走らせていくというレベルで実現化していくわけです。そのときに理念を置き去りにしないように、何のためにこれを行っているのかということのを常に念頭に置いた進め方をさせていただきたいというのが第一の要望です。

例えば、英語教育です。言葉としての英語が話せても、すなわちカンバセーションができてコミュニケーションができなかったり、大学にいと、TOEICで満点に近い点を取っても論文が書けない学生がいるのです。つまり論理的思考ができない。英語はあくまで手段であって、それを使って何をするのか。これはICTも同じです。IT技術は手段であって、それを使って何を実現するのかを忘れずに是非実行していただ

きたいと思います。

その上で、細かい質問で恐縮ですが、校内寺子屋の設置です。学び直し（リメディアル）というのは今、要請が大変あるところで、私も現実の例として、高校生の学び直しで小学校3年生のドリルを行っているという現場を見てがく然としたことがあるのですが、そういう意味でも寺子屋というのは必要なところだろうと思います。ただし、この運営は、どういう人が寺子屋に関わって、どのような教え方をしていくのか、子供たちに自信と実力を付けていくのかというときの仕組みですね。初めに塾ありきで、公教育の使命を忘れてはいけないと思います。公教育が果たすべきところを果たしながら補足していくわけですから、寺子屋がどういう運営になるのでしょうか。

同時に、スポーツの指導者の話も、これは山口委員の専門分野だと思いますが、例えば外部の民間と連携していくときに、どのような形で、特に武道が必修科になっていると、かなりきちんとした人が教えないと、命に関わるような危険な場面もあると思うのです。そういうときに、どのような連携をとっていくのかということ。細かいところで恐縮ですが、現実のプログラムを走らせる現場として教えていただければと思います。

【教育改革推進担当部長】 1点目は、第7号議案資料2ページの校内寺子屋ですが、塾等ではなく、退職している教員等をお願いしたり、教員を目指している大学生等を活用したりできればと考えています。教員も、これは国・数・英を考えておりますが、高校の先生は教え方が厳しくなってしまうこともありますので、その辺りの対応が上手な退職した小学校や中学校の先生の力を借りていっていただければと考えています。

また、部活動の民間委託モデル事業については、御意見ではスポーツクラブ等とありましたが、様々な団体等がありますので、そういうところの御意見を頂きながら、指導のたけた方を配置していければと考えています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 全体を拝見して、具現化する三つの目標で、今、宮崎委員もおっしゃいましたけれども、生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすための環境整備を行っていくというのは、今の時代、求められているところだと思います。しかし、これはあ

くまでも目標なので、一人一人が多様化していけばいくほど、そこに見合う環境を整えていくということは、無理があると言っては何ですが、非常に難しいと思います。また、そういう中でどのような手当てをしていくかということで、今、具体的に御説明のあった取組がなされていくと思うのですが、おそらく漏れているところもあると思いますし、ここに当たらない、もっとこういうことを行ってもらいたいという子供たちもいると思います。ですから、今の時点ではこれが最善だと思っても、見直しを進めながら最善を尽くしていくというのは、昔は10年一時代というくらいで良かったのですが、今は時代の変化が激しいので、そういう意味では常に見直しをしていくということが迫られるかと思います。

あと、請願、コメントの中にも非常に多かった定時制についても同じことが言えると思うのです。今の時点では、このやり方が最善とは言わないけれども、こういうことで手当てしていくということは私も納得します。しかし、コメントに書いてあるようなことを、これから進学する子供たちが不利益を受けないように、中学校等の先生方と連携をしながら、こういう補助が出ていますとか、こういうやり方がありますということ、保護者や地域、あるいは中学校の先生方にきめ細かい連絡・指導を徹底していただいて、なじむというか、変化をしていくときには、そこに埋もれてしまったりする子供がいないように、御心配も多いと思いますので、是非気を付けてきめ細かな手当てをよろしくお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【木村委員】 これまで東京都は、高校改革には非常に熱心に取り組んできたと思います。私が中教審の委員でしたときに、生徒の問題行動について詳細なデータを取っておりました。それで気が付いたのが、東京都の高校生の中退率が全国平均に比べてかなり低いという状況でした。その頃は教育委員ではありませんでしたので、文部科学省を通じて様々なことを調べてみました。その結果、東京都では、高校改革がある程度功を奏しているのではないかという結論に達しました。特に、エンカレッジスクール、チャレンジスクールの創設は、他の道府県も大いに注目した試みであったと思います。このように、個々の成果については耳にすることがあるのですが、今回の改革を含めて、高校改革全体、普通高校ですと進学指導重点校等の制度もありますが、

そういうものが全体でどのように機能したか、大変だと思いますが、一遍反すうしてみる必要があるのではないのでしょうか。非常に大掛かりな調査になるかもしれませんが、是非よろしく願います。私は大学の評価を行っておりますので、どうしても頭が評価の方へ行ってしまうのですが、それがないと次の施策として良いものが打ち出せないのではないかと思います。事務局としては、正式な会合を持たなくても、問題意識を持って新しいポリシーを出しているのだと思いますが、結果が外に出るような形で総ざらえしてみるということも必要であろうかと思います。

【教育改革推進担当部長】 貴重な御意見、ありがとうございます。行ってきたことを見直していき、評価・検証することは大事だと思います。平成23年度の計画策定時に「都立高校白書」という形で一度行っていますが、ショートスパンでも評価をしながら、より良いものにしていければと考えています。

【木村委員】 是非よろしく願います。

【宮崎委員】 それを是非よろしく願いたいのですが、そのときに子供たち自身がどう思っているかという声をすくい上げていただければと思っています。選択肢をなるべく広げて、それを保障するための地域的バランスや、校種の問題、課程の問題等も含めて、そのために一生懸命行っているということに対して、子供たちがどのように評価しているのか、満足なのか、何を要求しているのか、それを是非すくい上げていただきたいと思います。

【教育改革推進担当部長】 都立高校白書の作成に際しては、都内の中学生や高校生からも御意見を頂いており、継続性も必要ですので、同様の調査をしながら新しいものを作っていければと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 山口委員と同じで、8号議案についてです。請願の中身、東京都側の答えの案も拝見して、フラットに見ていると両方もっともだに見える部分があります。要するに、これはマクロとミクロのかい離という状態で、マクロ的な観点から見れば政策的な観点で、トータルとして見た場合には合理的な対応ですけれども、一方で、ミクロで一人一人の立場に立って見た場合には問題があります。あるいは、私の地域から通えなくなるのではないかとということが一つ一つ出てきます。そうすると、

それに対する対応もきめ細かく都の方で考えていて、これまでの施策の充実ということも一つの対応策だと思うのですが、山口委員が御指摘されたように、当事者たちに対する十二分な説明が当然必要になってくるわけです。一方で、受皿の相談窓口的なもの、例えば学び直しとか、あるいは社会に出てからもう一度勉強したいという人たちは、説明してくれる学校の先生がいないわけです。そういう人たちが、こうしたいけれども今まであった学校がなくなってしまった、どうすればいいのかということで問い合わせしてくる場合に、トータルとしての受皿、相談窓口のようなものが既にあるということならいいですけれども、ない場合には、都立高校改革に伴って、このような相談窓口を設けましたということを広く広報していったらいいと思います。

山口委員が言われたように、学校段階で子供たちに十二分、あるいは保護者の皆さん、地域の皆さんに十分に説明するなど、受皿の方と発信の方、両方の充実が8号議案の中で寄せられた様々な意見に対する一つの具体的な行動になると思うのです。実際に受益者の立場に立って、制度改革の結果出てくるマイナスの部分をどう補完できるかということをしっかり考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【教育改革推進担当部長】 都立高校に入る前の就学相談等に関しては、都立学校教育部の方にもありますし、教育相談センター等も機能していますので、そういうものを周知しながら、多くの方が都立高校で学べるようにしていければと考えています。

【教育長】 私から一言申し上げます。今回のパブリックコメントでは、中高協会からも御意見を頂いていまして、その内容については先ほど部長から説明させていただいたところです。私学と公立は、これまでも協調すべきところは協調し、切磋琢磨するところはお互いに切磋琢磨して行ってきました。その結果として、東京の教育をより良いものにしていくことができたのだらうと思います。

現在の東京の高校教育は、生徒の数という面では私学と公立が相半ばする状況にあるわけで、これから高校に行こう、高校での教育の場をどこにするかという点については、東京の子供たちは非常に幅広い選択肢が得られていると思います。また、先ほども申し上げたとおり、お互いが協調し切磋琢磨するということから、教育の質という面でも、子供たちは高いものを享受できるということにあるのだらうと思います。

そうしたことからすると、今後も私学と公立はお互いの存在を尊重し合うとともに、

しっかりと意見交換をし、協調していくことが必要だと私は考えています。パブリックコメントの都教育委員会としての回答については先ほど説明したとおりですが、両者の関係は非常に重要だということから一言付言させていただきます。

ほかにかがででしょうか。よろしゅうございますか。

ないようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。――<異議なし>――では、本件につきまして、原案のとおり承認いただきました。

第9号議案 「東京都発達障害教育推進計画」の策定について

【教育長】 次に、第9号議案、「東京都発達障害教育推進計画」の策定について、説明を特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 本議案は、「東京都発達障害教育推進計画」の策定について付議するものです。

計画の策定に当たっては、平成25年度の教員の意識調査を、平成26、27年度の2か年で、都内の幼稚園・保育所等と公立小・中学校、都立高校に対して、通常の学級における発達障害の児童・生徒等の在籍状況や、支援の実態を把握するための調査を行いました。また、医療、福祉、教育関係者の御意見等も伺いながら検討を重ね、昨年11月に計画（骨子）を発表しました。その後、骨子について広く都民から御意見を募り、お寄せいただいた御意見の主な内容は前回の教育委員会で報告しました。お寄せいただいた御意見と都教育委員会の考え方については、本日、参考資料として添付させていただきました。これまで教育委員の皆様、都議会、都民の皆様からいただきました御意見を参考に、本計画（案）を取りまとめています。

A3資料の1ページを御覧ください。これまでの発達障害教育ですが、平成16年に策定した「東京都特別支援教育推進計画」に基づいて、特別支援教室の設置に向けた取組、自閉症・情緒障害特別支援学級等の教育課程の研究・開発、都立高校等における心理の専門家による相談支援体制の整備等に取り組んでいます。

「東京都特別支援教育推進計画」策定後の状況の変化としては、平成17年の「発達

障害者支援法」の施行や、平成19年の「学校教育法」の改正、本年4月に施行予定の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定等がございます。

計画策定の必要性ですが、近年の法改正や都民のニーズ等、発達障害教育を取り巻く状況の変化を踏まえて、全ての公立学校における発達障害教育の充実に必要な具体的な施策の構築が必要なことから、計画を策定するものです。

本計画の基本理念でございますが、発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加が実現できるよう、また、発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学び合うことができるよう、次の三つの視点を基本として具体的施策を体系化しています。

視点1、多様な教育体制の整備です。発達障害の状態に応じた多様な教育を受ける体制を整備します。

視点2、指導内容・方法の充実です。長所を伸ばす視点に立ち、障害特性や児童・生徒の状態に応じた指導内容・方法の開発、適切な指導・支援の内容の充実を図ります。

視点3、推進体制の充実です。教員の専門性の向上を図るとともに、広く都民の理解を促進すること等により、早期から一貫性のある継続した指導・支援を行う体制を充実するというものです。

計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間としています。

A4冊子の計画書本体の12ページを御覧ください。施策の体系を掲載しています。大分類にありますとおり、4章立てとなっています。

計画の主な取組内容につきまして、A3資料の2ページ目から4ページ目までで説明します。

2ページを御覧ください。あわせて、参考資料の「『計画（案）』の骨子に対する主な意見と考え方」を御覧ください。「I 小・中学校における取組」です。まず、「1 発達障害教育環境の整備」では、小学校の特別支援教室について、平成28年度以降、準備が整った区市町村から順次導入するため、臨床発達心理士等の巡回を行うとともに、条件整備のための経費補助等、区市町村を支援してまいります。

都民からの御意見として、特別支援教室の導入に関する御心配の声が寄せられてい

ます。その主な内容については、参考資料の1ページを御覧ください。番号1から5で示しています。これまでの通級指導学級と同様、障害の状態に基づく適切な指導時間を設定することはもとより、臨床発達心理士等の巡回や、在籍学級担任と巡回指導教員の緊密な連携により、より多くの児童が在籍校において学力や集団適応能力の伸長が図られるよう、区市町村における特別支援教室の導入を支援してまいります。また、御心配の声に対しては、区市町村とともに丁寧に御説明したいと思っています。

次に、中学校の特別支援教室について御説明します。参考資料1ページの番号6、7も御覧ください。生徒の実態を踏まえた上で、モデル事業を実施すべきといった趣旨の御意見がございました。中学校特有の課題を踏まえた上で、巡回指導体制や相談機能の在り方等について検討を行うモデル事業を、平成28年度から実施していく旨を計画本書の方に記載を充実しました。

次に、「2 指導内容の充実と組織的な対応」における学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立です。通常の学級や特別支援教室で活用する読み書きや行動・社会性に関するアセスメントの実施方法や分析の仕方、保護者との連携の在り方を示したアセスメントマニュアル及びDVDを作成・活用することにより、小・中学校における発達障害の児童・生徒への指導、支援を充実してまいります。

発達障害の児童・生徒の指導の充実ですが、「つまずき」に応じて学習できる東京ベーシック・ドリルや、ICT機器の活用事例集を作成します。また、通常の学級における発達障害教育を推進するためのユニバーサルデザインの考え方にに基づく指導と、学級づくりのガイドラインの作成に関しては、参考資料の2ページの番号14、15にありますとおり、発達障害は本人の困っている内容や状況が様々であることを教員が理解することが前提であるといった御意見や、対人関係やコミュニケーションなどは、本人だけでなく周囲にとっての課題でもあるという御意見が寄せられています。このような御意見を参考に、周囲の児童・生徒の理解を深めるなど、学校全体で取り組む発達障害教育の推進という内容を新たに盛り込んでいます。

次に、「3 支援体制の充実」です。区市町村が独自に公立小・中学校に配置している支援員の資質向上のためのDVDの活用や、外部専門家の活用に関する研究の成果の普及、特別支援学校のセンター的機能の活用などを推進し、通常の学級における指

導・支援を更に充実してまいります。

1 ページおめくりいただき、3 ページの「Ⅱ 高等学校における取組」についてです。「1 発達障害教育環境の整備」における、教育課程外での特別な指導・支援の実施に関しまして、参考資料3 ページの番号19に記載していますが、学校関係者からの御意見を頂いていまして、骨子段階で教育委員や都議会からも御意見を頂いて、そういった御意見を参考にしながら、放課後や土曜日などに学校外において民間のノウハウを活用する等して、ソーシャルスキルトレーニング等の特別な指導・支援を行える仕組みを構築する旨、記載を具体化しました。

「2 指導内容の充実と組織的な対応」です。学校設定教科・科目の開発では、コミュニケーション等が苦手な生徒に対して、社会性を向上させるための指導や、キャリア教育を目的とした学校設定教科・科目の研究開発を行い、各校が活用できるようにします。障害の状態に応じた進学・就労支援の充実では、発達障害の生徒の進学・就労支援の在り方をまとめた進路指導の手引を作成し、障害の状態に応じた進学・就労支援を充実します。学校・学級不適應の生徒への対応として、発達障害に起因する学校・学級不適應の改善に向けた組織的な対応の在り方や、障害のない生徒に対して発達障害の理解を促進するための指導等の在り方をまとめた教員用の手引等を作成します。

次に、「3 支援体制の充実」です。高校における支援員による適切かつ効果的な支援の在り方等の研究や、外部専門家の活用に関する研究の成果の普及、特別支援学校のセンター的機能の活用等を推進することによって、高校における指導・支援を充実していきます。

1 ページおめくりいただいて、4 ページの「Ⅲ 教員の専門性向上」です。

「1 研修の充実」として、発達障害教育を中心となって担う教員の専門性の向上に関する研修の実施や、職層や経験に応じた研修の内容の充実を図っていきます。また、新たに特別支援教室の担当となる教員等に対して、異動前の講習会を実施します。

「2 人材の有効活用」では、発達障害に関する意識や、専門性が高い教員を確保するため、小・中学校と特別支援学校の教員の異校種期限付異動の促進や、特別支援学級の教員について、公募人事の実施、また、指導教諭の活用によって、通常の学級

を担当する教員を含めた専門性の向上を図ってまいります。

「3 採用前からの人材養成」では、東京教師養成塾における特別支援教育の講義や演習を通じて塾生の理解を啓発し、知識を高めてまいります。あわせて、東京都公立学校教員採用候補者名簿の登載者を対象として実施する採用前実践的指導力養成講座において、発達障害に関する講義等を行うことで採用予定者の理解を啓発します。

最後に、「IV 総合支援体制の充実」です。発達障害は、早期に発見し、継続的に適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や社会適応につながりやすくなることから、「1 継続した指導・支援の充実」に記載していますが、既存の就学支援シートや個別の教育支援計画、個別移行支援計画に基づく学校間や関係機関との連携を一層強化するため、連携ガイドラインを作成し、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある継続した指導・支援を充実してまいります。

「2 発達障害教育に係る理解の促進」ですが、発達障害の児童・生徒を適切な指導・支援につなげるため、教員の理解にとどまらず、本人や保護者をはじめ、広く都民の理解を進めるために、説明会の実施や、パンフレットの作成・配布を行います。また、区市町村職員や放課後子供教室等の活動に携わる関係者への研修の充実等によって、放課後子供教室等における発達障害の児童の円滑な受入れを支援してまいります。

以上、簡単ですが、計画（案）を御説明申し上げました。本日、御決定を頂きましたら、この後、プレス発表をいたしまして各方面に説明してまいります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問をお願いします。

【宮崎委員】 4ページの「発達障害教育に係る理解の促進」のところが非常に大事ではないかと思えます。今や、アインシュタインやエジソンも発達障害の一種であったと言われたりしていますね。これはアスペルガー症候群だと思えますが、ある意味、世の中が正しく理解しようとしている傾向が出ていると思うのです。ですから、そういうところにうまく投げかけて、発達障害教育の中だけで完結するのではなくて、それ以外の分野、一般的な理解とか世論にも是非目配りをして、4ページのIV-2は非常に大事ではないかと思っていますので、是非よろしく申し上げます。

【特別支援教育推進担当部長】 理解促進に頑張ってもらいたいと思います。

【遠藤委員】 新聞報道によると、4月から障害者差別解消法が施行されるということです。にもかかわらず、それに対応した自治体の窓口が設置されているとか設置されていないとか、それが不十分だという報道を見たのですけれども、東京都教育委員会の場合には、こういう形でかねてから障害者教育、その中でもとりわけ発達障害に対する取組は今後も充実させようということですのでけれども、是非そのモデルとなるようにお願いしたいと思います。

また、宮崎委員からもありましたように、「発達障害」という言葉はアインシュタインの言葉で、いわゆるアスペルガー症候群というものと発達障害と響きが違います。本当に障害なのかということです。私の今の仕事の中の一つに障害者教育というものがある、これは大学生、いわゆる高等教育部門における障害者教育ですけれども、身体等の障害者についての教育は高等教育機関でもかなり充実しているのですが、発達障害というのは、見えない部分があります。それに対して、大学等でどう対応していくかというのは本当に悩んでいます。ですから、小・中段階で系統的な対応をしっかり行っていただくと、それが上の方につながっていく。宮崎委員が御心配されている高等教育段階での問題解決にもつながってくるかと思いますので、是非先駆者となるように頑張ってもらえればと思います。私どもも高等教育部門の方からお手伝いできることがあればお手伝いしたいと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 小・中・高と私どもが所管している部分以外にも、幼稚園・保育所等の福祉部門との連携や、就職・進学後に労働分野の局とも連携した発達障害教育を行ってまいりたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。
――<異議なし>――それでは、本件につきましては、原案のとおり承認いただきました。

第10号議案 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 次に、第10号議案、東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 第10号議案資料を御覧ください。東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてです。

改正内容については、記書きの1を御覧ください。高等学校に関するものと特別支援学校に関するものの2点ありまして、いずれも同規則の別表の記載を改めるというものです。

まず、(1)を御覧ください。これは、既に平成27年度に募集停止をした都立科学技術高校における専攻科の課程を、同課程に設けていた機械情報デザイン科、化学環境システム科の両学科と合わせて、平成28年3月31日をもって廃止をするというものです。

次のページを御覧ください。同科学技術高校の専攻科課程ですけれども、工業高校等で学んだことを更に伸ばしたいと希望する生徒の学習の機会を確保するために、平成13年4月、同校を開校したときに設置をして、修学期間は高校卒業後2年間という課程です。専攻科の設置を検討していた当時は、工業高校等から大学等への推薦入学等の制度が十分ではありませんで、文部科学省も高度な専門的人材を育成するため、専攻科の設置を促進していました。しかし、その後、大学への推薦入学、AO入試、都立産業技術高等専門学校への編入学制度の創設などにより、大学、高専等へ比較的容易に進学できるようになったこと、また、専攻科を卒業しても学位とか称号は取得できませんで、高卒でしかないということ等から、入学者の定員割れが続いていまして、平成25年10月開催の教育委員会定例会で、27年度から募集停止をすることを御承認いただいているという経緯です。なお、廃止に当たりまして、現在在籍している生徒2名は全員修了できる見込みとなっています。

1ページ目を御覧ください。もう一点の改正内容ですが、平成16年に策定した「東京都特別支援教育推進計画」に基づいて、都立特別支援学校の設置をこれまで進めてまいりましたがけれども、このことに伴って、都立江東特別支援学校の知的障害の小学部・中学部、また、都立白鷺特別支援学校の知的障害の中学部、それぞれの課程について、平成28年3月31日をもって廃止をするというものです。

具体的には、再度次ページを御覧ください。中段ですけれども、江東特別支援学校の小学部・中学部につきましては、廃止をする両部に在籍する児童・生徒は、平成28年4月1日に新設する都立城東特別支援学校に学籍を異動します。なお、城東特別支援学校の校舎のしゅん工予定が本年6月でございますので、1学期中は江東特別支援学校の校舎にそのまま通学し、2学期から城東特別支援学校の新校舎の方に通学いたします。このことについては、昨年7月の教育委員会定例会で御承認をいただいているところです。

また、白鷺特別支援学校の中学部については、平成26年度以降、中学部への新入生の受入れを行わずに、同校の通学区域から通われる生徒については、平成26年4月に開校した都立鹿本学園に就学しています。したがって、現在、白鷺特別支援学校の中学部に在籍している生徒は平成25年度に入学した生徒1学年のみで、来年度、同校の高等部に進学若しくは一部が就業技術科、職能開発科のある特別支援学校に進学等するという見込みになっています。

1ページにお戻りください。施行期日は、平成28年4月1日とさせていただきたいと思っています。別に新旧対照表と改め文も添付してございますので御覧ください。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問はございますか。よろしゅうございますか。――<異議なし>――それでは、本件につきましては、原案のとおり承認いただきました。

第11号議案 平成27年度東京都指定文化財の指定について

【教育長】 次に、第11号議案、平成27年度東京都指定文化財の指定について、説明を地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 第11号議案について御説明します。

本件は、平成27年12月10日開催の教育委員会定例会におきまして、文化財保護審議会への諮問について決定を頂き、資料の一番下でございますとおり、本年1月25日に、文化財保護審議会から答申を受けましたので、東京都指定文化財として指定を行うも

のでございます。

内容は、平成27年12月10日に説明しました内容とほぼ同じでございますので、簡潔に御説明いたします。議案資料に記載のとおり、今回付議いたします文化財は、新たに指定するものが4件、既に指定しているものに追加して指定するものが1件です。

初めに、新たに指定する文化財について御説明します。1ページを御覧ください。有形文化財（彫刻）の答申を受けました「木造不動明王立像」でございます。葛飾区亀有の恵明寺の本尊であり、平成21年3月に修理が完了し、それまで像表面を覆っていた黒色のすすが除去され、着衣部の朱、群青等によって彩色された下地に、切金と言いまして薄く延ばした金ぱくを更に髪の毛の細さに切り、それにかわを付けて貼り付けるといふ細かな作業により表現された装飾が全身を飾っております。審議会では、豪華な装飾や優美に整った像容、それらの技法から、平安後期、11世紀終わりから12世紀前半の院政期の中央貴族が関係した、並々ならぬ由緒を持つものと想像されたとの意見がありました。日本彫刻史上、重要な意義を持つ作例と言え、歴史的・文化的意義を有するとともに、学術上・芸術上の価値が極めて高いことから、有形文化財に指定するにふさわしいと答申を受けました。

次に、2ページを御覧ください。無形民俗文化財（風俗慣習）の答申を受けました「奥沢神社の大蛇お練り行事」でございます。世田谷区奥沢地区の鎮守・奥沢神社の祭礼で、由来については、江戸時代の中頃、奥沢村に疫病が流行した際、「わらで作った大蛇を村人が担ぎ、村内を巡行させると良い。」とのお告げがあり、早々そのとおりに実行すると疫病が治まり、以来、奥沢神社の祭礼に厄よけのための大蛇のお練りが行われ、写真にありますように、この大蛇が鳥居に飾られるようになりました。こうしたわら縄で編んだ蛇をまつる行事は都内に数例残っていますが、蛇を担いで氏子域を巡行する形態を維持しているのは都内では当地のみであり、都民の生活文化を示す貴重な行事として重要であることから、無形民俗文化財に指定するにふさわしいと答申を受けました。

次に、3ページを御覧ください。名勝の答申を受けました「題経寺^{すい}邃溪園」でございます。邃溪園は、柴又帝釈天の名で知られる題経寺の大客殿に付属した寺院庭園で、昭和4年から作庭を開始し、昭和40年に現在の形を成した池泉庭園です。当初は、大

客殿から眺める観賞式の庭園でしたが、昭和59年、庭の外周に回廊が設けられ、様々な視点で楽しむことのできる庭園となっております。都内には大規模な寺院庭園は少なく、その中でも^{すい}蓬溪園は^{すい}幽邃なる谷川の流れ、複雑な池汀を持つ庭園として秀逸であることから、名勝にふさわしいと答申を受けました。

次に、4ページを御覧ください。天然記念物の指定候補の「瑞龍のマツ」でございます。「瑞龍のマツ」は、同じく題経寺の境内にあるマツで、二天門をくぐって境内に入りますと、正面に帝釈堂が建っており、その前面に「瑞龍のマツ」がございます。写真にありますとおり、幹は上方に真っ直ぐに伸び、大枝の枝張りも大きく、その生き生きとした姿は天に昇る龍のようでございます。寛永6年（1629年）創建の題経寺は、日栄上人が柴又に寄った際、見事な枝ぶりのマツの根元に霊泉が湧いているのを見つけ、この地にいおりを設けたのが始まりとされております。このマツが「瑞龍のマツ」であり、霊泉は御神水であるとされ、今日でも節分後に、マツの根元に溝を掘り、一升瓶で100本を超える日本酒を流し込む「松の御神酒あげ」という行事が行われ、地域の人々から大切にされております。「瑞龍のマツ」は、題経寺創建の由来となった重要なマツであり、都を代表する名木、巨樹として天然記念物に指定することがふさわしいとされました。

新指定は以上です。

最後に、既に指定しているものに追加して指定するものについてです。5ページを御覧ください。有形文化財（古文書）への追加指定候補の「旧多摩郡伊奈村名主石川家文書」331点でございます。石川家文書は、旧多摩郡伊奈村及び周辺村落の歴史的動向を知ることができる史料群です。石川氏は、近世以前より当村に居住し、代々名主役に就任するとともに、近世後期からは、酒造業・しょう油醸造業を営んでおりました。昭和60年の文化財指定時には含まれていなかった伊奈村の入会地や漆年貢に関する文書等の史料331点が確認をされました。近世初頭から明治期に至る多摩地域、特に秋川流域村落の歴史を理解する上で、既指定分と合わせ、極めて重要な史料群であり、有形文化財に追加指定することが適当との答申がありました。

以上につきまして、都指定文化財に指定したいと考えております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。
——<異議なし>——それでは、本件につきましては、原案のとおり承認いただきました。

報 告

(1) 学校設定教科「人間と社会」の設置及び使用教科書について

【教育長】 次に、報告事項(1)学校設定教科「人間と社会」の設置及び使用教科書について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 平成28年度から、全ての都立高校で実施します新教科「人間と社会」の授業で使用する教科書が出来上がりましたので、その概要について報告させていただきます。A3判の資料と冊子を御覧ください。

まず、A3判の資料の左側の上、1と2を御覧ください。これまで全ての都立高校では、平成19年度から教科「奉仕」を実施してきました。平成28年度からは、教科「奉仕」を発展的に統合して、道德教育とキャリア教育を一体的に取り扱う、人間としての在り方・生き方に関する新教科「人間と社会」を全都立高校で実施します。この教科は、週当たり1時間の実施を標準としており、1年間で合計35時間を使って授業を行いたいと考えています。授業は、教科書を使用します演習と体験活動から成っています。

次に、右側の3を御覧ください。使用教科書の特徴についてですけれども、この教科書を作成したのは、都立高校の校長を含む教員10名と教育委員会の事務局になります。また、資料に記載していますが、有識者会議を開いて、道德教育とキャリア教育のバランス、テーマの妥当性、あるいは教科書の内容等について検討を行ってきました。

それでは、教科書(冊子)をお開きください。3枚目の目次を御覧ください。この

教科書は18章から成り立っています。取り扱うテーマは、これからの社会を生きていく上で解決すべき課題を素材として集めたもので、身近な人間関係等に関するテーマから、例えば15章、16章、17章、18章、文化の多様性や、グローバル化が進展する社会、対立から国際平和を考えるという、より広がりのある大きなテーマを並べています。「人間と社会」の授業では、18章の中から四つ以上のテーマを選んで授業を行っていくという形になります。

A 3判の資料にお戻りください。中段、「4 教科書の各章の構成」ですけれども、各章4ページ構成となっていて、ステップとしては①、②、③というステップになっています。実際の中身を確認していただければと思いますが、教科書の方の16ページをお開きください。16ページは「働くことの意義」というテーマになっています。この章のねらいは、働くことを通して社会貢献し、責任、勤勉、社会連帯に関する道徳的価値を深め、主体的に選択して社会に参画する能力を育成するというテーマになっています。ここでは、主たる道徳的価値として、責任、勤勉という価値を学んでいきます。また、育成していききたい資質・能力としては、キャリアプランニング能力というもので、道徳教育とキャリア教育を一体化した学習になります。このテーマについても、4ページ、18ページ、19ページの部分も一体となって4ページ構成となっています。

まず、1ページ、2ページ、16ページ、17ページの辺りは導入、単元の基本的内容に関する学習ということになります。18ページになりますと、前の二つのページで形成されてきた判断基準を更に高めるような学習をしていきます。そして、19ページはケーススタディということで、人生の諸場面を想定して、選択、行動する力を更に育成していくといった内容になります。

16ページ、17ページを御覧ください。3章の導入部分では、まず「人は何のために働くのか」という生徒への問い掛けを行いまして、生徒の興味・関心を高めていきます。次に、「働くことの意味を学んでみよう」という本文の部分を読んで、このテーマに関する内容を理解していくといった状況です。

次に、18ページを御覧ください。18ページ以降は、「働くこと」とはどのようなことなのかについて、自分なりの意見をまとめ、他の人と意見交換を行っていきます。

生徒は、ここで様々な考え方や価値のあることをつかんでいきます。さらに、問い掛けについて考え、他者との議論を通して、働くことに関わる価値観を高める活動を繰り返していくといった状況です。

そして、19ページのケーススタディのところでは、自分自身が念願としていた新聞社への就職がかなったが、研修終了後、地方で営業の仕事を命じられた、こういうケーススタディを行っていきます。こういうことを通して、生徒一人一人の選択、行動する力を高めていこうというものです。こういった構成は、他の章においても同様に行われています。

A3判の資料の2枚目を御覧ください。教科書で扱う18の章をテーマごとに詳細に一覧にしたものです。問い掛ける内容とか、4ページ扱いの中のコラムの欄とか、ケーススタディといったところは一体どんな内容があるのかという一覧です。コラムやケーススタディのところでは、生徒が将来遭遇しそうな場面を設定して、答えが一つに絞れない課題を与え、解決の場面における自分自身の考え方を選択させる場面を多く想定させているところです。

3枚目を御覧ください。7ですけれども、人間と社会で使用する教科書で取り扱うテーマが、高等学校で学ぶ教科や科目のどのような内容に主に関連しているかをまとめたものです。「人間と社会」では、生徒一人一人がテーマで扱う素材について価値を考え、よりよい選択ができるように考えることが目的です。したがって、テーマに基づく内容の取扱いは非常に概括的になってしまいますけれども、更に細かな内容や学習については関係する教科や総合的な学習の中で学んでいく、そのようなことが分かるような資料です。

A3判の資料の1枚目を御覧ください。本教科書は、平成28年3月には各学校の生徒が購入できるよう、準備を進めてまいります。下段にスケジュールがありますけれども、4月からは全都立高校で全面実施をしますが、事務局としては、「人間と社会」の実施が円滑に行われますよう、授業担当者を対象とした研修会を来年度も実施して、各学校で行われている、よりよい実践事例などを共有して、生徒の併用にも着目したりしながら、「人間と社会」の教科を都立高校に定着をさせていきたいと考えています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

【宮崎委員】 正に人間力を育てるということで、私は「人間と社会」に大いに期待をしています。いよいよ具体化してきました。改めて、教える側の能力というか、度量というか、人間力が正に問われるもので、教員の臨み方が重要でしょう。単に研修というだけではなくて、様々な工夫を、例えばテーマによっては、それなりに世の中で活躍している人も呼んできて事例を話してもらおうとか、いろいろなことを工夫しながら進めていただけるといいのかと思うのですが、プラス、答えのない問題を解いていく中で、政策とのリンクも少し考えていく必要があるのではないのでしょうか。例えばグローバル教育の項目がありますけれども、今、東京都がオリンピック・パラリンピック教育で具体的にいろいろ前に進んでいます。そこのコラボレーションをどうするかとか、いわゆるリンク先です。あるいは、つい先頃、「SNS東京ルール」というものを作りましたが、これについての議論を深めていくとか、政策との関わりを、正に現実社会で机の上だけではないという科目なので、是非考えながら、指導の手引きのようなところを充実させていただけるといいのかと思っています。

それから、これはとてもいい講座だと思いますので、例えば私立とか、国立とか、他県とか、そういうところから準じた教育を目指したいというような声が挙がってくるのではないかと思います。これも少し期待しているのですが、そのときの対応です。都が都の予算で都の英知を集めて作ったものですから、これを広めていくような場合に、具体的に言えば、教科書を国立、私立にはどのように配布していくのかとか、その辺のことも含めてお考えいただけるといいかと思っています。質問というか、コメントというか、指導の体制については是非よろしく申し上げます。

【指導部長】 御指摘のとおり、指導に当たるのは担任や副担任を想定していますので、私どもも研修を行ってきているわけです。それでも、最初は不十分な点が多々あるかと思っていますので、今後は研修と併せOJTも行っていきたいと思っています。このようなところについては、毎年、教員研修だけではなくて、教員の資質・能力を高めるための工夫をしていきたいと思っています。

それから、政策への提言については、大変貴重な御提言をいただきありがとうございます。

います。各学校でも、そういう視点で子供たちに提言をしていくとか、市長への提言とか、知事への提言という手法で、こういう時間を扱えるよう呼び掛けしていきたいと思っています。

また、本教科書は実は無償ではありませんで、高校ですから生徒に買わせるということです。これは、一般の方も160円程度で買えますので、そういうものについては、東京都の教科書の供給センターのようなどころには在庫はあるようにしていきたいと思っています。

また、私学や他県への呼び掛けについては、少し考えさせていただいて、しっかり行っていきたいと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 教科書は非常に多岐にわたる項目があつて、現代、そして未来に生きていく子供たちに非常に有益な内容がそろっているとは思いますが、やはり教科書は教科書なので、そういう意味では、大きな項目について、更に生きた教材を先生たちが子供たちに提供しながら進めていく。これはあくまでもたたき台という意識が必要なかなと思います。

また、都立高校の改革にもありましたが、一人一人の子供たちが持っているものを引き出すということにおいては、恐らく答えを与えることが目的ではない授業だと思います。いかに考えさせるかという意味では、確かに先生の指導力は非常に重要だと思うのですが、そこにあまりよらなくても良い授業ができるような展開が恐らく必要だと思います。そういう意味では、今、アクティブ・ラーニングというのが正にこういう授業を展開していく上では必要なかと思いますが、学校内だけではなくて、そもそも先生というのは、あまり社会を経験していないと言うと怒られますけれども、学校というのは特殊だと思います。私も大学ですからよく分かるのですが、先生自体が社会とどのぐらい接点があるかというのは、正直、時間的な余裕もありませんし、難しいところだと思いますので、そこは地域とか、企業などと連携をとっていくということがすごく重要になってきていますので、学校の中に入らずに、そういったことを是非活用しながら、それも東京都ならではだと私は思いますので、是非お願いいたします。

【指導部長】 これは主たる教材ということで、教師が独自の教材を作ることを別に妨げるものではありませんし、外部の人材を活用していただくというのは大変重要なことだと思います。教師だけが教え込むという時代ではないと思いますので、外部人材を活用した展開とか、先ほど宮崎委員からお話でしたが、いろいろな可能性のある時間を子供と教師が作り出していくような教科、そういう教育活動ができるよう私どもも支援してまいりたいと思っています。

【山口委員】 今の時代から未来に向かうのは、いくら私たち大人が経験してきたといっても、私たちも経験していない世界に入っていくので、先生だから知っているとか教えられることというのは、これから非常に少なくなっていくと思うのです。ですから、どちらかという、先生も一緒に考えていこうという、先生たちもワークライフバランスが今正に求められているところだと思いますので、是非そういう視点を先生たちにも、あまり気負うことなく行っていただけるようにと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 私、10年前に経済同友会の教育問題委員会ということで、企業人から見て、18歳までに社会人としての基礎を学ぶというテーマで提言を書いたことがあるのですが、そのとき大激論になったのが、A3判の資料の2ページ目、「マナーと社会のルールについて考える」というところです。それは何かというと、社会人としての基礎として、六つテーマとして掲げて、一つ一つ議論していったのですが、その6番目に「善悪の判断」というものを入れました。多くの企業人が、若者の善悪の判断の力がないのではないかという問題意識を持っています。ところが、半分くらいの人たちはそれに対して反論をしまして、それくらいは小学校・中学校段階で教えて、18歳の高校生までの間に、経済人がわざわざ善悪の判断を必要な力として挙げるのかという議論になったのです。でも、現実には社会で起こっている様々なことを考えると、やはり入れようということで、結局、6番目の力として入れたのです。

その後、10年間たっても、ここに「マナーと社会のルールについて考える」という項目が入ったということは、相変わらずなのかなと思います。山口委員の言われたとおり、これを実施していくには、もちろん、この教科書は網羅的で、網羅的というの

は別に批判的に言っているのではないのですが、これをしっかり勉強すればいいと思います。現実の実社会で働いている人たちの意見というか、高校段階でのインターンシップはなかなか難しいと思います。そういうものも含めて、演習というものがありますから、その中でより実践的な形で本教材を生かしていかれたらと思います。よろしくお願いします。

【木村委員】 宮崎委員から先生方の問題が出ましたが、一言コメントしたいと思います。昨年、杉並の中学校を訪問して、たまたま読書会の集会を見学する機会がありました。3年生はいなくて1年生と2年生が、安岡章太郎の短いエッセイを読んで、それについて意見を次々発表していくのですが、それぞれ違った観点からなかなか面白い発言が相次ぎました。最後に校長先生がまとめをやられたのですが、それがすばらしかった。自分では断定的なことは一切おっしゃらないのですが、Aさんはこういうことを言ったけれども、Bさんはこういう結論を述べた、しかし、こういう考えもあるのではないかと極めて的確なコメントをされていました。最後に20分くらいお話しになったのですが、実に良い結びだったと非常に感じました。これが本当の教育だなと思いました。

私、今、回覧されている教科書を見ていたのですが、授業と言えるかどうか分かりませんが、今考えられている授業形態にはぴったりの教科書で、大いに議論を触発できるのではないかと思います。いずれにしても、先生の力量が問われますね。良い教材ができたのではないかと思います。

【教育長】 ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(2) 「不登校・中途退学対策検討委員会報告書」について

【教育長】 次に、報告事項(2)「不登校・中途退学対策検討委員会報告書」について、説明を教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 報告資料(2)を御覧ください。「不登校・中途退学対策検討委員会報告書」についてです。

昨年5月に、不登校・中途退学対策検討委員会を設置して、教育、福祉、労働等、様々な分野の有識者の方々により、今後の対策の在り方について御検討いただきました。このたび、検討結果が報告されたので、概要を説明します。

本件については、昨年の10月22日に「中間のまとめ」を公表していきまして、教育委員会定例会では既に御報告済みです。今回、「中間のまとめ」以降、検討委員会で議論が重ねられまして、具体的な方策の方向性について、より具体化した内容が報告書に盛り込まれています。

お手元のA3資料を御覧ください。まず、「中間のまとめ」の主なポイントですが、基本的な考え方として、児童・生徒が将来、社会の一員として自立できるよう、また、学校や社会とのつながりを持ち続けられるよう、子供や保護者の状況に寄り添いながら支援していくべきであるとされています。

具体的な方策の方向性としては、まず個々の児童・生徒について、適切なアセスメントを行い、個々の支援計画を定めて支援していくことが重要であるとされています。

2点目としては、支援のためのネットワークを構築して、学校と関係機関が連携した支援を行っていくために、教育委員会の中にスクールソーシャルワーカー等から成る支援チームを設置するとともに、各学校では、支援チームや関係機関との連携の窓口となるコーディネーター役の教員を指定して、校内の取りまとめや学級担任の補佐を行うことが有効であるとされています。

3点目は、不登校の児童・生徒が再チャレンジできる場の充実を図るため、不登校の小・中学生が通う教育支援センターの充実が不可欠であり、今後、その在り方について、都と区市町村とで協議していくことが必要とされています。また、高校の段階においては、チャレンジスクールの充実が必要であるとされていました。

資料の右側を御覧ください。今回の報告では、「中間のまとめ」の内容に加えて、主に三つのポイントが追加されています。

1点目は、小・中・高校間の連携による切れ目のない支援を行うということです。進級したり進学した際に、学年や校種を超えて、児童・生徒の支援計画や生活の状況、学習状況の情報が引き継いでいかれるとともに、引き継いだ情報を十分に理解・活用して、例えばクラス分けを配慮したり、積極的な声掛けを行うといった取組が大切です。

あるとされています。

2点目としては、教育支援センターの充実に向けて、教育支援センターを学校復帰に向けた支援を行うことはともより、より幅広く児童・生徒の社会的自立に向けた支援を行っていくことを目的とした施設として位置付けていくことが必要であります。そのためには、体験活動や教科指導を充実するとともに、発達障害のある不登校児童・生徒のために、ソーシャルスキルトレーニング等の支援を行うほか、児童・生徒の興味・関心を高めるために、ICTの活用の促進や、民間事業者が提供するプログラムを提供することも有効であるとされています。また、指導員の対応スキルの向上に向けた研修等の実施や、学校と教育支援センターとの連携強化も必要であるとされています。

具体的には、イメージ図にありますように、主に自宅で過ごしている不登校児童・生徒を教育支援センターにつなぎ、個々の児童・生徒の状況に合わせた指導・支援ができるよう、教育支援センターの機能強化が求められるとされています。

3点目ですが、生徒の高校入学後の進路変更の希望や、中途退学後の再チャレンジを応援するため、都立高校の補欠募集制度が一層活用されることが望まれるとしております。このため、既に今年度から行われています補欠募集の実施結果の公表とともに、検査問題の提供などにより、生徒が受検しやすい環境作りが必要であるほか、選考方法や選考基準の改善、応募資格の認定に当たっての弾力的な運用等、ルール作りが行われることを期待しております。

今後の予定ですが、この提言を踏まえて、教育委員会としては、今後の施策展開に向けて、対策方針を策定していきたいと考えています。また、来年度の事業として、小・中学校段階においては、教育支援センターの在り方について更に検討を具体的にしていくため、新たに有識者会議を立ち上げて、教育支援センターの設置主体である区市町村教育委員会と一緒に議論を深めるという取組を実施してまいります。また、都立高校においては、スクールソーシャルワーカーから成る自立支援チームを新たに設置して、中途退学者等を支援する事業を展開する等、支援の充実を図ってまいりたいと考えています。

検討会の報告書の概要については以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問をお願いします。

【宮崎委員】 不登校になる理由は様々だと思うのですが、例えばその中にいじめとか、ハラスメントのようなものも含まれているかもしれません。そうすると、不登校になった被害者の子供たちに対するケアについてはよく分かるのですが、加害者の方の要因を取り除く試みというか、努力というのはどう読んでいけばよろしいのでしょうか。

【教育政策担当部長】 これは不登校ということなので、いじめについての言及は少ないのです。

【宮崎委員】 いじめに限らないけれども、不登校になってしまった要因をどう取り除くかということです。その要因がある限り、戻れないのです。ですから、その辺についての配慮をどうしていくのかということです。

【教育政策担当部長】 この検討委員会の報告では、教育委員会の中に支援チームが設置されますので、当然、学校の先生方も、加害者であろうが、被害者であろうが、不登校になってしまった子供たちには学校としてのアプローチはしますけれども、学校だけでのアプローチでは難しいというものは、支援チームの方のアプローチも考えています。具体的には、スクールソーシャルワーカーがアプローチしていくこともありますし、例えばスクールソーシャルワーカーも大人なので、なかなか子供の心が開きにくいというところもあります。そういうものについては、この報告書の中では大学生を活用することが有効であるというふうな御提言もいただいていますので、子供たちの状況を見ながら、その子供の状況に合ったアプローチの仕方を、正に学校と支援チーム、関係機関が相互に連携しながら考えていこうということを考えています。

【教育長】 各学校には、不登校の窓口になるコーディネーター、そして学校の中の全体を調整する教員を付けることになっていきますので、今、宮崎委員が御指摘になったような対人的な問題や環境の問題については、それが不登校の原因ということであれば、学校のコーディネーターを通して学校の中の改善を図っていくということになろうかと思えます。

【宮崎委員】 それがこの中では読み取れるわけですね。

【教育長】 はい。

【山口委員】 今のことと関連するのですけれども、不登校・中途退学者が増え続けているというか、数が減っていかないという状況がある中で、教育支援によって、チャレンジスクールに行ったり、復学できたりということになっていく例が少しずつでも出てくると期待もしていますし、なるのだろうと思います。しかし、そうなったときに、一時期おいてでもいいので、復帰できた子供に是非よく聴き取りをしていただきたいと思います。今何か問題を抱えているとか、立ち向かえないときには話せなかったことが、少し光が見えたり、もう一回行ってみようと思って改めて自分を振り返ったときに、何が原因だったのか、何が障害だったのかということを自己分析できる時期が必ず来ると思うのです。ですから、復学できた、次に向かえたからオーケーではなくて、それを次の資料にしてこういった支援につなげていく必要があると思います。データといっても、非常に個々のケースが多いので、こういった事業はそれを積み上げていくしかないと思うのです。その辺りは、今問題が起きている子供には聴き取りしたり、いろいろしているけれども、一定期間をおいてからというのはなかなかないような気がしますので、追跡調査的にも、簡単なアンケートではなく、少し時間をかけて行っていただけると、いろいろなことが見えてくるのかなと思いますので、現状行っているかと思いますが、よろしくをお願いします。

【教育政策担当部長】 山口委員のおっしゃるとおり、そういうデータは非常に大事ですけれども、追跡調査というのは、学校から離れている場合も多いので、個人情報扱いの扱いが難しく難しい場合も多い状況です。文部科学省でも、小・中学校段階の子供で追跡調査をしている調査はございます。また、都教育委員会としても、平成24年に高校を中途退学してしまった子供たちを追跡調査したデータを取っておりまして、今回の報告書の中にはそういった事実を分析しながら、対応策を書き込んでいます。また、今後もそうしたことは工夫していきたいと考えています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(3) 「東京都教育ビジョン（第3次）一部改定（案）」の骨子について

【教育長】 次に、報告事項（３）「東京都教育ビジョン（第３次）一部改定（案）」の骨子について、説明を教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 報告資料（３）を御覧ください。「東京都教育ビジョン（第３次）一部改定（案）」の骨子についてです。

「東京都教育ビジョン（第３次）」は、平成25年４月に策定した東京都における教育振興基本計画であり、平成29年度までの５年間を中心に、今後、中長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示した計画です。今回の一部改定は、昨年11月に知事が策定した「東京都教育施策大綱」との整合性を図るとともに、オリンピック・パラリンピック大会の東京開催、学習指導要領改訂に向けた検討の進展など、国の教育改革動向等も反映するために行うものです。

資料の右側を御覧ください。今回の一部改定後の体系図を示しています。まず、現行のビジョンでは六つの柱を立てていまして、「知」、「徳」、「体」、「学校」、「家庭」、「地域・社会」の六つの柱で構成していますが、そこに「オリンピック・パラリンピック教育」を一つ加えて、七つの柱で構成していきたいと考えています。また、取組の方向、主要施策等については、ⅠからⅦで示していますが、大綱の重点事項を基本として、現行のものと整合性を図りつつ、最新の内容やデータに更新してまいりたいと考えています。

骨子の冊子の方で具体的な事例を御紹介したいと思います。

まず、１ページ目です。大綱の関連事項として、「１ 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上」の施策の内容の上から２番目の黒丸です。放課後子供教室、地域未来塾、校内寺子屋といった授業以外の場における学習支援の充実を図るとしてしています。

８ページを御覧ください。これも大綱に関わる事項ですが、「11 いじめ、暴力、自殺等防止対策の強化」ということで、施策内容の１番目、東京都教育委員会いじめ総合対策に基づく取組を推進するとともに、取組状況を踏まえ、その見直しを図ると記載しています。

続いて、11ページを御覧ください。これも大綱に関わる場所ですが、「15 オリンピック・パラリンピック教育の推進」の施策の内容、１番目の黒丸です。東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針に基づき、都内全ての公立学校において、

「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」の四つのテーマと、「学ぶ」、「観る」、「する」、「支える」の四つのアクションを組み合わせた多彩な教育を展開します。特に「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の五つの資質について重点的に育成すると記載しました。

また、国の改革動向に反映した事項としては、3ページの「使える英語力の育成」の施策の内容です。小学校における英語教科化及びその先行実施に向け、英語教育を推進する教員の育成や小学校教員の英語免許取得の支援を行うと記載しています。

次に、5ページを御覧ください。これも国の改革に関連するものですが、「7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進」の施策の内容として、国が小学校（平成30年度以降）、中学校（平成31年度以降）で道徳を教科化することに先駆け、先行した取組を推進すると記載しています。

次に、15ページを御覧ください。「21 学校運営力の向上」です。施策の内容の上から2番目の丸、チームとしての学校の在り方に関する国の動向を踏まえ、多面的な視点から今後の学校運営の在り方を検討する、こういう項目を掲げています。骨子の方には、今回新たに追記する部分を中心に、一部改定（案）骨子として出していきたいと考えています。

A3の資料にお戻りください。左側の「5 計画期間の1年延長」です。現在の3次ビジョンの計画期間は平成29年度までとなっておりますが、次期大綱の策定が平成30年度を予定しており、次に策定するビジョンにおいても、大綱の内容を反映したものにすることがあるため、今回の改定を機に、計画期間を「平成29年度まで」から「平成30年度まで」に延長したいと考えております。

最後に、今後の予定ですが、本日、骨子を公表した後、3月4日まで骨子に対するパブリックコメントを実施したいと思っています。その内容を踏まえて、最終案については4月上旬に公表していくような形で進めていきたいと思っています。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

【宮崎委員】 冊子の5ページ、「社会的自立を促す教育の推進」の7の施策の内

容の1番目、道徳を教科化することに先駆けた取組のところですが、これは正に、先ほど御報告のあった高校版の「人間と社会」の小学校版、中学校版というイメージではないかと思います。横のいろいろな分野とのリンクは、先ほどどういうふうに関連していくかというのもありましたが、縦の小・中・高の高校からどう下ろしていくかとか、高校の「人間と社会」に先駆けて、基礎の部分を中学とか小学校でどう学んでいくか、その検討もしていただくと非常に有機的につながると思うのですが、その辺についてはいかがですか。

【教育政策担当部長】 「道徳」の方は、国の特別な教科化ということもございませぬので、そういった内容も踏まえた上での先行実施取組ということになりますけれども、当然、小・中・高と系統的なところはございますので、そういった視点を踏まえながら行っていきたいと考えています。

【指導部長】 小・中学校の「道徳」の教科化につきましては、国が実施する時期よりも早めに行うということで、28年度から全都で行っていかうという考え方でございますけれども、その中では、「人間と社会」と同じように、考える道徳、みんなで議論し合う道徳をやれるところはどんどんやっていかうということで、いじめ問題について考えるとか、様々な取組をしていくことによって高校につなげていくことを始めていかうと考えています。その辺りににつきましては、また御報告させていただければと思っています。

【教育政策担当課長】 1点補足をさせていただきますが、「道徳」の部分だけに限らず、ビジョンにおきましては、できるだけ具体的な施策については、小・中学校においてはこういう取組を行います、高校においてはこういう取組を行っていかますという記載をしていかまして、今、委員から御指摘いただいたように、縦系列での取組が分かるように記載していきたいと考えています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございませぬか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

3月3日(木) 午前9時30分

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会の開催は、2月第四木曜日の25日は、現在、案件がありません。つきましては、次回定例会は3月3日木曜日、午前9時30分より、教育委員会室において開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、2月25日は案件がないということですので、2月25日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。――<異議なし>――それでは、2月25日の教育委員会は開催しないことといたします。

今回は、3月第一木曜日の3月3日となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

日程その他について、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午後2時45分)